

◆1割負担 通所リハビリテーション利用料◆

基本サービス費内訳（その他料金等は右面参照）

●サービス提供時間 6～7時間プラン

通所リハビリテーション費		日用品費	教養娯楽費	食費	自己負担額 (1日)
要介護度	通所リハ	石鹸・シャンプー・リンス タオル類・ティッシュ等	新聞・雑誌・ビデオ・趣味、 クラブ活動材料等	昼食700円 おやつ100円	
要介護1	799円	100円	200円	800円	1,899円
要介護2	945円				2,045円
要介護3	1,087円				2,187円
要介護4	1,256円				2,356円
要介護5	1,421円				2,521円

●サービス提供時間 5～6時間プラン

通所リハビリテーション費		日用品費	教養娯楽費	食費	自己負担額 (1日)
要介護度	通所リハ	石鹸・シャンプー・リンス タオル類・ティッシュ等	新聞・雑誌・ビデオ・趣味、 クラブ活動材料等	昼食700円 おやつ100円	
要介護1	698円	100円	200円	800円	1,798円
要介護2	823円				1,923円
要介護3	947円				2,047円
要介護4	1,093円				2,193円
要介護5	1,237円				2,337円

●サービス提供時間 4～5時間プラン

通所リハビリテーション費		日用品費	教養娯楽費	食費	自己負担額 (1日)
要介護度	通所リハ	石鹸・シャンプー・リンス タオル類・ティッシュ等	新聞・雑誌・ビデオ・趣味、 クラブ活動材料等	昼食700円 おやつ100円	
要介護1	623円	100円	200円	800円	1,723円
要介護2	720円				1,820円
要介護3	815円				1,915円
要介護4	938円				2,038円
要介護5	1,061円				2,161円

●サービス提供時間 3～4時間プラン

通所リハビリテーション費		日用品費	教養娯楽費	食費	自己負担額 (1日)
要介護度	通所リハ	石鹸・シャンプー・リンス タオル類・ティッシュ等	新聞・雑誌・ビデオ・趣味、 クラブ活動材料等	※利用時間により昼食700円、 おやつ100円が別途かかります	
要介護1	551円	50円	100円	-	701円
要介護2	636円				786円
要介護3	721円				871円
要介護4	829円				979円
要介護5	936円				1,086円

●サービス提供時間 2～3時間プラン

通所リハビリテーション費		日用品費	教養娯楽費	食費	自己負担額 (1日)
要介護度	通所リハ	石鹸・シャンプー・リンス タオル類・ティッシュ等	新聞・雑誌・ビデオ・趣味、 クラブ活動材料等	※利用時間により昼食700円、 おやつ100円が別途かかります	
要介護1	439円	なし	なし	-	439円
要介護2	500円				500円
要介護3	564円				564円
要介護4	625円				625円
要介護5	687円				687円

●サービス提供時間 1～2時間プラン

通所リハビリテーション費		日用品費	教養娯楽費	食費	自己負担額 (1日)
要介護度	通所リハ	石鹸・シャンプー・リンス タオル類・ティッシュ等	新聞・雑誌・ビデオ・趣味、 クラブ活動材料等	※利用時間により昼食700円、 おやつ100円が別途かかります	
要介護1	424円	なし	なし	-	424円
要介護2	455円				455円
要介護3	489円				489円
要介護4	520円				520円
要介護5	556円				556円

※利用料(1割負担額)は所定単位数から円に換算(1単位=10.83円)する為、上記の1日あたりの自己負担額合計と誤差が生じる場合があります。
 ※上記金額にはサービス提供体制強化加算(Ⅰ)24円が含まれています。

●その他加算項目

加算項目	内容	自己負担金額
* リハビリマネジメント加算ロ	利用者家族、ケアマネジャー、当施設職員等が3ヶ月毎にリハビリテーション会議を利用者宅、施設、またはテレビ電話で開催し、利用者情報を共有し、リハビリスタッフがサービス計画についての説明を行った場合。 また、厚生労働省へリハビリ関連情報を提出し、フィードバックされた情報を活用した場合	開始月～6月以内:643円/月 開始月～6月超 :296円/月 (医師が利用者又は家族様へ同意を得た場合 293円/月を別途加算)
* リハビリマネジメント加算ハ	(ロ)の要件に加え、職員が栄養アセスメント及び口腔アセスメント、口腔の健康状態を評価し、関係職種が利用者情報を共有し、サービス計画の見直し等を行った場合	開始月～6月以内:859円/月 開始月～6月超 :513円/月 (医師が利用者又は家族様へ同意を得た場合 293円/月を別途加算)
* 中重度者ケア体制加算	前年度の当施設利用者数の総数のうち、要介護3以上の利用者割合が100分の30以上の場合	22円/日
* リハビリ提供体制加算	リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合	3～4時間利用:13円/日 4～5時間利用:18円/日 5～6時間利用:22円/日 6～7時間利用:26円/日
* 科学的介護推進体制加算	厚労省へサービス状況の提出とフィードバックを受け、利用者へのサービス向上の取組みを行った場合	44円/月
* 移行支援加算	当施設通所リハビリを卒業し、デイサービス等に移行した方の割合が一定水準を満たした場合	13円/日
* 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月あたりの総単位数×0.086(加算率)×10.83円(地域区分3級地) 合計金額の1割相当分	左記金額
* 入浴介助加算(Ⅰ)	入浴中の利用者様の介助(見守り含む)を行った場合	44円/日
入浴介助加算(Ⅱ)	医師、セラピストや介護支援専門員等が利用者宅の浴室で入浴環境を評価し助言を行うことに加え、個別の入浴計画を作成し、施設での入浴をご自宅の状況に近い環境にて入浴介助を行った場合	65円/日
短期集中個別リハビリ加算	理学・作業療法士等が退所後・退院後または認定日から起算して早期かつ集中的にリハビリテーションを行った場合	退院(所)～3月以内:120円/日
認知症短期集中リハビリ加算(Ⅰ)	退院(所)後又は利用開始日から起算して3月以内に週2日、20分以上/回の認知症に対するリハビリテーションを行った場合	260円/日
認知症短期集中リハビリ加算(Ⅱ)	退院(所)後又は利用開始日から起算して3月以内に個別または集団で4回以上/月の認知症に対するリハビリテーションを行った場合	2,080円/月
重度療養管理加算	要介護3以上であって、別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対して、計画的な医学管理を継続的に行った場合	109円/日
栄養アセスメント加算	管理栄養士と他職種が共同して栄養アセスメントを実施し、その結果を利用者へ説明及び必要に応じて相談を受けることに加え、厚労省に栄養管理情報を提出し、フィードバックを受け活用した場合	55円/月
栄養改善加算	低栄養状態の改善のため、管理栄養士が在宅での食事相談や栄養指導などの栄養改善サービスを行った場合	217円/月
送迎減算	事業所が送迎を行わない場合 片道単位	-51円/回
口腔機能向上加算(Ⅰ)	言語聴覚士、歯科衛生士または看護師が口腔機能の向上を目的として口腔清掃の指導もしくは実施、摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施を行った場合	163円/月
口腔機能向上加算(Ⅱ)イ	リハビリマネジメント加算(ハ)および口腔機能向上サービスを実施し、情報を厚労省に提出し、必要な情報を活用した場合	168円/月
口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ	上記、口腔機能向上サービスを実施し、情報を厚労省に提出し、必要な情報を活用した場合	174円/月
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、ニーズに応じたサービスの提供を行った場合	65円/日
退所時共同指導加算	退院時、医師や作業療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後、通所リハビリを行った場合	650円/回

●その他サービス

種類	内容	自己負担金額
証明書	領収証明書	1,100円
オムツ	紙おむつ…209円 パッド…30円	左記金額